

審 査 基 準

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 7 8 条第 5 項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長 高速道路交通警察隊長
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第 1 2 条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3 日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：道路使用の場所を管轄する警察署の交通課 高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：道路使用の場所を管轄する警察署の交通課 高速道路交通警察隊 警察本部交通部交通規制課企画係（電話0952-24-1111 内線5184）
備 考：令和元年 1 0 月 3 日改訂